

各種無料相談



市役所(代表) ☎072・872・2181

年末年始、祝日などで変更になる場合があります。

※携帯電話から本誌の市外局番のない番号にかけるときは、最初に「072」をつけてください

相談種別	と き	ところ(担当課)
法律相談 (予約制)	水・木曜日 午後1時～4時30分 ※年6回土・日曜日に実施	市役所市民相談室 (秘書広報課) ☎870・0403
	金曜日 午後5時30分～9時	アクロス(秘書広報課) ☎870・0403
登記相談 (予約制)	第3火曜日 午後1時～3時	
市民相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所市民相談室 (秘書広報課) ☎870・0403
行政相談	第2・4火曜日 午後1時～3時	
不動産に関する相談 (予約制)	第1・3月曜日 午後1時～4時	市役所市民相談室 (都市政策課) ☎870・0483
女性の悩み なんでも相談 (予約制)	第1月・金曜日午前10時～ 正午・午後1時～3時 第3水曜日午後4時～8時 第3土曜日午後1時～5時	アクロス(人権室) ☎869・6505
生活支援相談 就労支援相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	くらしサポート大東 (福祉政策課) ☎870・9664
人権なんでも相談	第2・4金曜日 午後1時～3時	市役所人権教育啓発センター (人権室) ☎870・0441
就職困難者 支援相談 ※就職のあっせんは できません	月～金曜日 午前10時～正午・ 午後1時～6時	ワークサポート大東 (地域就労支援センター) ☎870・5370(予約制)
中小企業融資相談 労働相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所東別館2階 (産業経済室) ☎870・4013
ビジネスに関する相談 創業相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	大東ビジネス創造センター (D-Biz) ☎870・9061(予約制)
障害者総合相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市基幹相談支援センター ☎803・8536 FAX 803・8537
精神障害者相談	月～金曜日 午前9時～午後6時	のぞみ相談支援センター ☎872・7199 FAX 395・1810
身体障害者相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市障害者生活支援センター ☎806・1331 FAX 806・1333
知的障害者相談	月～金曜日 午前9時～午後6時	あおぞら ☎875・3969 FAX 800・6051
障害児相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市障害者生活支援センター ☎803・8536 FAX 803・8537
身体・知的・ 精神障害者相談	第1土曜日 午前10時～正午	総合福祉センター (障害福祉課) ☎870・9630 FAX 873・3838
自殺防止 電話相談	月～金曜日 午前9時30分～午後5時	こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570・064・556
	24時間 365日	関西いのちの電話 ☎06・6309・1121
救急医療相談	24時間 365日	救急安心センターおおさか #7119、☎06・6582・7119
消費生活相談	市役所開庁日 午前9時～正午・ 午後0時45分～5時	市役所東別館1階 (消費生活センター) ☎870・0492

相談種別	と き	ところ(担当課)
ひとり親家庭相談 (予約制)	市役所開庁日 午前9時～午後5時	市役所
ひとり親家庭等 就労相談 (予約制)	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	(子ども政策グループ) ☎870・9655
家庭児童相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	すこやかセンター (こども家庭室内家庭児童相談室) ☎875・8101
子育て相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	ネウボランドだいとう ☎874・2766
	保育所開所日(平日)	南郷保育所 ☎872・7327 北条こども園 ☎876・5237 野崎保育所 ☎876・5630
	センター開所日(月～土曜日) 午前9時～午後5時	四条子育て支援センター ☎876・7510
	センター開所日(月～土曜日) 午前9時～午後5時 (電話は午後8時まで)	キッズプラザ ☎874・8800 南郷子育て支援センター ☎872・0013
教育相談	水・金曜日 午前10時～午後2時 (学校の長期休業日を除く)	キッズプラザ2階 教育相談室 ☎090・9840・9343
納税相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(納税債権課) ☎870・0421 市役所(保険収納課) ☎870・9619
介護保険に 関する相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(介護保険グループ) ☎870・9628
高齢者の介護、 認知症、健康など 生活全般の相談	月～土曜日 午前9時～午後5時30分 (土曜日は包括センターのみ)	市役所(高齢支援グループ) ☎870・9065 地域包括支援センター ☎800・5374
障害者・高齢者の 住宅改修相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	市役所(高齢支援グループ) ☎870・9065
60歳以上 なんでも相談 「井戸端会議」	第4月曜日 午後1時～3時 (祝日の場合は前後いずれ かの月曜日)	諸福老人福祉センター ☎871・2771
栄養相談(予約制) 健康相談(予約制)	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	すこやかセンター (地域保健課) ☎874・9500
ひきこもり相談	【若者 相談支援(15歳～39歳)】 月・水・木・金曜日 午前11時～午後4時 土曜日 午前10時～午後3時	大東市若者等自立 サポートセンター ☎803・8174
	【中高年 相談支援(40歳～64歳)】 月～金曜日 午前9時～午後5時30分	(特非) セーフティネット ワークおおさか ☎392・5418
総合相談・支援 ・人権相談 ・総合生活相談 ・就労支援相談 (地域就労支援センター) ・進路選択等教育相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (火・金曜日は午後8時30分まで)	北条人権文化センター (特非)ほうじょう ☎876・2560 (北条地域就労支援センター) ☎877・5050
	月～金曜日、第1・3土曜日 午前9時～午後6時 (月・木曜日は午後8時まで)	野崎人権文化センター (特非)大東野崎人権協会 ☎879・8810 (野崎地域就労支援センター) ☎879・1818

202405

「人権のひろば」に対するご意見、ご感想は秘書広報課または、人権室までお寄せください。



もつと憲法を知ろう

「憲法と基本的人権」

皆さんは憲法についてどのようなことを知っていますか。

憲法は、国民の権利・自由を守るためのもので「国がやってはいけないことや、やるべきこと」について定められています。例えば憲法第21条では表現の自由、第22条では職業選択や居住の自由が定められており、国家権力がこれを侵害しないように縛りをかけています（基本的人権の保障）。

法と憲法の違い

憲法は国の基本となる最高法規であり、国民の権利・自由を守るために国家が課せられるルールです。一方、法律は憲法に定められたことを具体化するために作られるもので、国民の自由や安全を守るために国民に課せられるルールです。

自分の権利を守るために

第99条では『天皇又は摂政及び国

務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負ふ』と定められています。憲法を尊重擁護する義務は国民にはないでしょうか。そんなことはありません。憲法前文の主語は日本国民となっており、「国民が憲法の理念に全力で取り組む」と宣言しているわけです。つまり、「国家権力が暴走しそうになった時、私たち一人ひとりが自分の意志で止める責任がある」ということが分かります。

5月1日～7日は憲法週間です

憲法週間の期間は法務省などが、裁判所や弁護士とも協力の上、憲法の精神や司法の機能を国民に理解してもらおうための取り組みを行っています。これを機会にこれまで連れ添ってきた「日本国憲法」を今一度、読み返してみませんか。

5月10日(金)はお笑いじんけん寄席

市でも「憲法週間記念のつどい」としてイベントを開催します



ダイトンをさがせ!

4月号の隠れ場所

左の木のかけにダイトンが隠れているよ!



5月号のプレゼント

「モノ市」提供の、モノ市で使える「千円分クーポン券」

正解者の中から抽選で3人にプレゼントが当たります!

締め切り

5月24日(金)
(消印有効)



青空マーケット「モノ市」
開催場所: 末広公園芝生エリア
☎070-1732-2501

開催予定日/

5.25 SAT
10:00-16:00

出展者募集中



モノ市
ホームページ

事業者募集!!

正解者プレゼントをご提供いただける事業者を募集しています! 詳しくはホームページをご覧ください。

☎070-1732-2501



◀応募フォーム はがきかメールの場合は住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号、ダイトンが隠れている場所、広報誌の感想や広報誌に取り上げてほしいテーマなどを書いて〒574-8555 秘書広報課 ☎kohokocho@city.daito.lg.jp 応募は1人1通。当選者の発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。「隠れダイトンの解答」は次月号に掲載します